

会社オーナーが非上場株式等についての相続税の納税猶予制度を活用し、事業承継をスムーズに進めようと考えている場合には、遺言書の作成は必須であると考えられます。

遺言書が残されていない場合に、遺産分割協議が調わなかった場合の影響について、検証します。

1. 事業承継税制（非上場株式等についての相続税の納税猶予制度）の適用が受けられない

相続税の納税猶予の適用を受けるために以下のような登記及び認定申請に影響が生じる可能性が考えられ、最悪のケースでは相続税の納税猶予の適用を受けることができなくなります。

非上場株式等についての相続税の納税猶予を受けようとする場合には、都道府県知事に対して相続開始の日の翌日から8か月以内に認定申請書を提出しなければならないとされています。認定申請書には、その株式等を誰が相続するのかが決まっている、すなわち、遺産分割協議書又は遺言書の添付が必要とされています。

そのため、相続人間での遺産分割協議が調わなかった場合には、非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受けることができなくなります。

● 遺産分割協議が調わなかった場合の問題点

- ① 後継者が8か月以内に代表者に就任 → 役員変更登記に支障がでる
- ② 8か月以内に都道府県知事に認定申請 → 分割協議書を添付できない

2. 後継予定者が事業を承継することができなくなる

例えば、相続人が長男・二男・長女で、先代経営者である父が570株、長男が430株有する会社（発行済み株式数1,000株）の場合に、遺言書が残されていない事例を検証します。遺産分割協議が調わないと、未分割遺産である株式は準共有状態にあるため、会社法106条により、株式についての権利を行使するためには、権利を行使する者を一人定め、その氏名をその会社に通知することが必要で、これをしなければ、その会社がその権利を行使することに同意した場合を除き、その株式の権利を行使することができません。

この場合、準共有状態にある株式570株の議決権の行使について、相続人の3人がそれぞれ1/3ずつ持分を有していることから、準共有状態にあるA社株式570株についてこの3人のうち2人が合意すれば、過半数をもって議決権を行使する者を選任することができます（平成9年1月28日、平成27年2月19日最高裁判決）。そのため、二男及び長女が合意してA社株式の議決権を行使する者を二男と定め、A社に通知すれば、二男が570株の議決権を行使することができます。その結果、長男が有する議決権数を上回ることになり、二男又は長女が会社の経営権を握ることができます。

また、「会社法106条ただし書きは、準共有状態にある株式の準共有者間において議決権の行使に関する協議が行われ、意思統一が図られている場合にのみ、権利行使者の指定及び通知の手續を欠いていても、会社の同意を要件として権利行使を認めたものと解するのが相当であるところ、準共有者間において準共有株式の議決権行使について何ら協議が行われておらず、意思統一も図られていない場合には、会社の同意があっても、準共有者の1名が代理人によって準共有株式について議決権の行使をすることはできず、準共有株式による議決権の行使は不合法と解すべきである。」（平成24年11月28日東京高裁判決要旨）とする判決の控訴審（平成27年2月19日最高裁判決）においてもその判断が支持されています。

以上のことから、父が長男へ事業を承継させたいと考える場合には、生前贈与によってA社株式の過半数を贈与しておくか、遺言書によって長男がA社株式を相続することができようしておかなければなりません。そうすることで、非上場株式等についての納税猶予の適用を受けることができ、スムーズな事業承継に役立ちます。

また、遺言書が残されていなければ、遺留分の請求が行われたとしても、令和元年7月1日以後に開始した相続から、遺留分減殺請求権（形成権）を、遺留分侵害額請求権（財産権）に変更することとされたことから、株式等が準共有状態に戻ることはありません。

（平成27年2月19日最高裁判決要旨）

共有に属する株式についての議決権の行使は、当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り、株式の管理に関する行為として、民法252条本文により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものと解するのが相当である。